応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な知的財産権及び技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

2　業務概要

⑴　業務名　平成30年度飛行情報管理システム等運用支援

⑵　業務内容　飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理システム（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用支援業務を行うものである。

⑶　履行期間　平成30年４月１日～平成31年３月31日

3　業務目的

本業務は、飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理システム（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用を確実に実施するために、万全の注意をもって保守を行うとともに、障害発生の際には速やかに対応し、障害復旧に努める運用支援をすることを目的とする。

4　応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　東京航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ⓐ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ⓑ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋑については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　技術力に関する要件　本作業を行うにあたって、「平成30年度飛行情報管理システム等運用支援」仕様書の内容を理解しており、作業項目毎に内容と注意事項を明記できること。

⑶　業務執行体制に関する要件

①　契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

②　実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。

⑷　その他の東京航空局長が必要と認める要件

運用支援を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることが出来ること。

5　手続等

⑴　担当部局

〒102―0074 東京都千代田区九段南１―１―15（九段第二合同庁舎）国土交通省東京航空局総務部契約課契約係　電話03―6880―1505　ファクシミリ03―6880―1506

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　平成30年１月９日から平成30年１月19日まで　⑴に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法　平成30年１月22日（月）17時00分　⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑶　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Subject matter of contract: Contract of maintenance for Flight Data Management System and others 1 set

⑵　Time-limit to express interests: 5:00 P.M January 22, 2018

⑶　Contact point of documentation to the proposal: Planning Department, TAKATA, General Affairs Department, Contract Division, East Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―15 Kudanminami Chiyoda-ku Tokyo 102―0074 Japan. TEL 03―6880―1505

⑷　Name of administrator in charge of the contract and Division which he or she belongs: ICHIROU YAMAGUCHI

Director General of the East Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport.

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第３０３９７号

広島市中区富士見町１番17号

申立人　広島県信用組合

本籍広島市中区流川町36番地２、最後の住所広島市東区光が丘２番11―101号　コープ野村光が丘、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成27年２月18日、出生の場所広島市、出生年月日昭和11年10月29日、職業会社役員

被相続人　亡　安藤　静秀

広島市中区上幟町１番３号　ソフィアコート上幟町３階

相続財産管理人　司法書士　江﨑　　諭

広島家庭裁判所

平成２９年（家）第３００７９号

広島市中区上幟町３番27号

申立人　広島県信用保証協会

本籍広島県福山市水呑町1157番地、最後の住所広島県福山市明王台２丁目７番３号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成28年12月23日、出生の場所広島県松永市、出生年月日昭和30年１月４日、職業運送業

被相続人　亡　内林　郁雄

事務所広島県福山市三吉町１丁目３番４号ＷｏｒｋＳｔｙｌｅひがしまちＯｆｆｉｃｅ３弁護士法人ノーサイド法律事務所福山オフィス

相続財産管理人　弁護士　山田　龍平

広島家庭裁判所福山支部

平成２９年（家）第３００８６号

広島市安佐南区八木９丁目25番34―403号

申立人　原田伊富美

本籍広島県庄原市西本町１丁目49番地２、最後の住所広島県庄原市総領町稲草77番地、死亡の場所広島県庄原市、死亡年月日平成29年７月24日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和12年３月６日、職業無職

被相続人　亡　西村　文男

事務所広島県福山市寺町９番11号ディックスビル202上野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　彰大

広島家庭裁判所福山支部

平成２９年（家）第５０８２号

山口県周南市五月町12番２号

申立人　周南地区福祉施設組合

本籍山口県周南市大字川曲449番地、最後の住所山口県周南市大字徳山8405番地きさんの里、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日平成28年10月20日、出生の場所山口県都濃郡加見村、出生年月日昭和８年７月６日、職業無職

被相続人　亡　河野　成人

事務所山口県周南市岐南町８番31号

相続財産管理人　司法書士　木村　　翔

山口家庭裁判所周南支部

平成２９年（家）第１９０号

香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁58番地３（ロイヤルガーデン宇多津駅前802）

申立人　松内　邦博

本籍香川県坂出市元町４丁目1489番地１、最後の住所香川県坂出市久米町１丁目20番22号、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日平成29年10月６日、出生の場所香川県綾歌郡坂出町、出生年月日大正14年10月27日、職業無職

被相続人　亡　村上　益子

香川県善通寺市上吉田町38番地７

相続財産管理人　司法書士　津島　　渉

高松家庭裁判所丸亀支部